

# 求人広告に掲載してはいけない禁止表現について

## 性差別表現

1. 性別を限定した職種名や採用の対象から排除する記載
    - ×主婦歓迎 → ○主婦(夫)歓迎
    - ×看護婦 → ○看護師
    - ×看護師長候補(女性歓迎) → ○看護師長候補(男女)
  2. 男性、女性それぞれの募集人数の記載
    - ×募集人数：男性5名、女性3名 → ○募集人数：8名
  3. 性別で異なる条件を記載した表現
    - ×女性：未経験者OK、男性：実務経験者のみ → ○未経験者OK
    - ×女性：月給26万円～、男性：月給28万円～ → ○月給28万円～
- ※ 業務を行う上でどちらかの性別でなければならない理由がある「適用除外職種」として認められている求人は例外とされております（助産師、深夜の警備員等）。

## 年齢差別表現

1. 特定の年齢層を排除する表現
    - ×募集年齢：35歳まで → ○年齢不問
    - ×若い方歓迎 → ○学生歓迎
- ※ 年齢制限に合理的な理由があると認められる場合は例外とされ、年齢制限や特定の年齢層の募集が許されています。
- \* 例外事由に該当する場合は年齢制限可能。  
・年齢不問は、雇用期間定め有りの場合。  
・雇用期間に定めなしの正社員の場合、定年年齢を上限とした年齢制限が可能

## 特定の人を差別・優遇する表現

1. 国籍、人種、民族、国家に関する表現
  - ×外国人歓迎 → ○外国人応募可能、留学生応募可能
2. 性格に関する表現
  - ×コミュニケーションの力が高い人 → ○コミュニケーションを取りながら対応できる人
3. ワクチン接種等の有無に関する表現
  - ×ワクチン接種必須 → ○ワクチン接種推奨

## 実態と異なる好条件

1. 求人広告を作成する際、あえて好条件を記載して労働者をだます行為は禁止されています。求職者が誤解や誤った期待を持つことがあり、労働契約の成立後にトラブルが発生する可能性が高まりますので、正確な情報を記載しましょう。